

<お問い合わせの多いご質問>

Q 新規に公益財団・社団法人を設立したが、都条例指定の寄附金控除対象団体となりますか。また、対象となった場合に届出を提出する必要がありますか。

A 都内に主たる事務所又は事業所を有する公益財団・社団法人であれば、都条例指定の寄附金控除対象団体となります。
都では東京都都税条例により包括的に団体を指定するので、貴団体から届出を提出していただく必要はありません。

Q 財団・社団法人から公益財団・社団法人へ移行しましたが、公益財団・社団法人へ移行した旨の届出は必要ですか。また、移行前に受領した寄附金は控除対象となりますか。

A 公益財団・社団法人へ移行した旨の届出は必要ありません。
また、移行前の財団・社団法人に対する寄附金の取り扱いは次のとおりです。

① 移行前も東京都都税条例指定の寄附金控除対象団体である場合

移行前の財団・社団法人に対する寄附金と、移行後の公益財団・社団法人への寄附金の双方が都条例指定の寄附金となります。移行前に、寄附者へ交付していた特定公益増進法人である旨の証明書は、公益法人への移行後は必要ありません。

② 移行前は東京都都税条例指定の寄附金控除対象団体ではなかった場合

公益法人へ移行後に受領した寄附金が都条例指定の寄附金となります。移行前の財団・社団法人に対する寄附金は控除対象とはなりません。

Q 東京都知事より認定NPO法人の認定を受けましたが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は認定日以後に受けた寄附金ですか。

A 認定日以後に受けた寄附金が個人都民税の寄附金税額控除の対象となります。

Q 寄附者へ送付する領収書、受領証等について、所得税の確定申告書用の他に、東京都用を別途作成し交付する必要がありますか。

A 交付済の領収書等に次の事項が明記されていれば、所得税の確定申告書の交付で足り、個人都民税申告用として別途交付する必要はありません。

- ア 寄附者の住所
- イ 寄附者の氏名
- ウ 受領した寄附金の額
- エ 寄附金を受領した年月日
- オ 寄附金受入団体の所在地・名称
- カ 東京都の控除対象寄附金である旨（都民の方に交付する場合）

なお、寄附者へ交付済の領収書等に、上記ア～カのいずれかが不足している場合、再発行していただく必要はありませんが、今後、交付される領収書等には、正確にご記載をお願いします。